



今月も、前回に引き続き『要介護認定』関係について紹介していきます。

《問7》 要介護認定の申請後、すぐにサービスを利用することはできるのですか？

答) 申請から認定まで原則30日以内に行われることになっていますが、容態が悪化して、少しでも早く介護サービスを利用したい等、急を要する場合、仮に定めた介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用することができます。

《問8》 一度認定を受けたら要介護度はずっと変わらないのですか？

答) 要介護認定の有効期間は、原則として6か月（状態によっては3か月から1年以内の範囲）とされています。それは、高齢者の心身の状態は変化しやすく、常にその人にとって適切なサービスが提供されるためには、一定期間ごとにチェックが必要だからです。

なお、引き続きサービスを利用するためには有効期間が終了する前に申請し、認定を更新する必要があります。更新は有効期間満了日の60日前から受け付けており、初回のときと同様の手続きで行います。

*区分変更申請

要介護認定を受けたあとに病状が変化したり、怪我などで新たな症状が起きて心身の状態が悪くなってしまったときには、いつでも要介護認定の『区分変更』申請をすることができます。

《問9》 認定結果に納得がいかないときはどうすればいいですか？

答) 要介護認定の結果に不服や疑問があるときは、まずは役場高齢者対策課の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知があった日の翌日から60日以内に、都道府県に設置されている第三者機関の『介護保険審査会』に『不服申し立て』をすることができます。

*審査結果が通知されるまでは、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

要支援・要介護状態のめやす

要介護状態区分	心身の状態の例
要支援	日常生活の能力は基本的にあるが、掃除などの身の回りの世話の一部に何らかの介助が必要な状態
要介護1 (部分的介護)	立ち上がりや歩行が不安定で、入浴や掃除などで一部介助が必要な状態
要介護2 (軽度)	立ち上がりや歩行などが自力では困難で、排せつや入浴などで見守りや一部介助が必要な状態
要介護3 (中等度)	立ち上がりや歩行などが自力ではできず、排せつ、入浴、衣服の着脱などで全面的な介助が必要な状態
要介護4 (重度)	排せつ、入浴、衣服の着脱、食事摂取などの日常生活において全面的な介助が必要な状態
要介護5 (最重度)	寝がえり、起きあがりにも介助が必要で、生活全般において全面的な介助が必要な状態
非該当 (自立)	要支援にも要介護にも該当しない状態（介護保険によるサービスは受けられませんが、市区町村が行う保健・福祉サービスなどが利用できます）。

《問い合わせ先》大崎町役場 高齢者対策課 TEL76-1111（内線131）